

CAN DO

“可能性への挑戦” 第82号

金田会計事務所通信

【 最後の決め手 】

ある飲食店の経営者が後継者選びのため数名の候補者と面談し、中でもMBAを取得して明確なビジョンを語る人物を有力視していました。しかし、最後に「うちの店で一番好きなメニューは何ですか」と尋ねたところ、「行ったことはありません」と返答され、最終的に経営者は別の人物を選びました。

現代は生成AIの普及によって多くの仕事が便利になり、AIを優秀な相談相手や秘書として活用する人が増えています。しかし、KPMGの調査では2025年にAI利用者の56%がAI起因の業務ミスを経験したと報告されており、便利だからと一方的に依存するのではなく、最終的には自らの頭で考え、検討して結論を出す姿勢が今後さらに重要になります。

私たちは選択を迫られた際、悩みながら決断を下しますが、常に確信が持てるわけではなく、後になってその判断の正否がわからないことも多々あります。冒頭の経営者が別の候補者を選んだ真の理由は定かではありませんが、最も重要なのは理由そのものではありません。たとえ間違った選択であっても、自ら納得して下した「後悔のない決断」であれば、多くの場合やり直して前進することができます。

誰でも最初から正解がわかっていれば決断は容易ですが、現実はそう単純ではありません。友人に相談するのもAIを活用するのも良い手段ですが、最終的には「**自分が前を向いて歩んでいける判断かどうか**」が最も大切なのです。

金田 康良　　2026年 10月



年度内に経営者が押さえるべき税務の重要ポイント

今年令和 8 年度もあとわずかとなりましたが、年内までに確認すべき税務についてもう一度確認しておきましょう。

【消費税の免税事業者から購入する場合の仕入税額控除「経過措置」の変更】

令和 8 年(2026 年)10 月 1 日より、免税事業者(インボイス未登録事業者)からの課税仕入に対する控除割合が変更となります。

- 変更内容: 従来の「80%控除」から「**70%控除**」へ引き下げられます。
- 実務上の注意点: 当初、令和 8 年 10 月からは「50%控除」に縮小される予定でしたが、令和 8 年度税制改正により「70%→50%→30%」と段階的に縮小されるスケジュールへ緩和・変更されました。会計ソフトや経費精算システムをバージョンアップしない状態で使用すると自動で「50%」と設定されるため、**10 月以降の税区分が正しく「70%」に設定されているか、早急な確認が必要**です。

期間	控除割合	備考
～ 令和 8 年 9 月 30 日	80%	
令和 8 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日	**70%**	**当初予定の 50%から改正**
令和 10 年 10 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日	50%	
令和 12 年 10 月 1 日～令和 13 年 9 月 30 日	30%	

【消費税の「2割特例」適用期間終了に向けた資金繰り確認】

免税事業者からインボイス発行事業者となった場合の激変緩和措置である「**2 割特例**」は、**令和 8 年(2026 年)9 月 30 日の属する課税期間をもって適用終了**となります。ただし個人事業者のみ、**令和 9 年分、令和 10 年分**については「**3 割特例**」を選択することができます。

- 実務上の注意点: 適用終了後の課税期間からは「本則課税」または「簡易課税」へ移行することになります。特に本則課税となる場合、消費税の納税額が大きく跳ね上がる可能性があるため、翌期以降の納税資金の確保と事前のシミュレーションを今年度中に行うことを推奨します。

【超富裕層・オーナー経営者への課税強化（ミニマムタックス）の拡大】

令和 7 年（2025 年）分から、極めて高額な所得（約 10 億円超）に対する申告所得税の最低負担率を定めた「ミニマムタックス」が導入されていますが、**令和 8 年度税制改正により、将来的な対象範囲が大幅に拡大**されました。

- 影響：令和 9 年分（2027 年）以降は、基準となる控除額が **3.3 億円**から **1.65 億円へ半減**し、税率も **22.5%**から **30.0%へ引き上げ**られます。
- 実務上の注意点：これにより、**一部の「超富裕層だけの話」ではなくなり、中堅企業の事業承継型 M&A や大規模な不動産売却等により、約 3.4 億円を超える株式譲渡益や譲渡益が発生するオーナー経営者**も新たに追加課税（増税）の対象となります。事業承継や M&A を検討されている場合は、売却のタイミングや手取り額への影響を再試算する必要があります。

適用時期	控除額	適用税率	影響が生じる水準（分離課税のみの場合）
令和 7 年・8 年分	3.3 億円	22.5%	所得　約 10.3 億円超
令和 9 年分以降	**1.65 億円**	**30.0%**	所得　約 3.4 億円超

【生前贈与の加算期間延長（3 年→7 年）への継続対応】

令和 6 年 1 月より開始された「**相続開始前における生前贈与の加算期間延長**」は現在も進行中です。現在行っている暦年贈与は、将来的に相続税の対象に持ち戻される期間が長くなっているため、早期の贈与実行や「相続時精算課税制度」の基礎控除（年 110 万円）の活用など、長期的な視点での資産移転計画の再レビューをお勧めします。

【配偶者控除、扶養控除の所得要件の改正】

給与所得者が**配偶者控除、扶養控除**を受けることができる、その対象となる配偶者、扶養親族の所得金額については **62 万円**以下（**給与収入 136 万円**以下）となります。（社会保険の扶養については給与収入 130 万円未満）

【5 年以内に取得した貸付用不動産の相続税評価の見直し】

令和 8 年税制改正により 5 年以内に取得した貸付用不動産については、従来の財産評価通達を見直し、原則、相続や贈与時の**課税時期における通常の取引価額**で評価する方向となります。現在通達案が意見公募手続きを開始し、令和 9 年 1 月 1 日から新たな評価方法が適用される予定です。今後は死亡直前の貸付用マンションの購入などによる相続税の節税対策は意味がなくなります。

【その他令和 9 年税制改正により来年度以降に予想される重要改正事項】

☆飲食料品に係る 2 年間の消費税率を 8%から 1%に引き下げ

☆取引相場のない株式の評価の見直し

今後も重要な税制改正があると思いますので、ご関心がある項目や不明な点については弊事務所まで気軽にお尋ねください。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所　〒541-0052　大阪市中央区安土町３丁目２番 14 号 イワタニ第二ビル 10 階

TEL (06)6264-3328　FAX (06)6264-3329

E-Mail：info@kaneda-kaikei.com　URL：https://kaikei.asia/